



新春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本年も月ごとの最新トピックスをお届けします。

国内動向

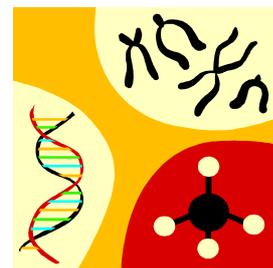
①優先評価化学物質 22 物質を公示（経済産業省）

12月20日、経済産業省は新たな22物質を化審法優先評価化学物質として公示し、既に指定されている優先評価化学物質2物質（トリナトリウム=2,2',2''-ニトリロトリアセタート及びオークレゾール）について優先評価化学物質の指定を取り消した。

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/ra_13122001.html

②変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（厚生労働省）

11月28日、厚生労働省は、強度の変異原性があると認められた6物質（1,2-ジクロロ-1,2-ジフルオロエチレン、2-クロロピリジン、1,4-ブタンジオールジグリシジルエーテル、ブチルフェニルグリシジルエーテル、5-ニトロインダゾール、臭素酸ナトリウム）を製造、又は取り扱う業者を対象とした「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」に基づく措置についての文書を公開した。これらの物質の取扱事業者は対応が必要となる。



<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T131203K0050.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T131203K0051.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T131203K0052.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T131203K0053.pdf>

③化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会（第2回）の資料公開（経済産業省）

経済産業省は、平成25年12月11日に行われた「化学物質規制と我が国企業のアジア展開に関する研究会（第2回）」の資料を公開した。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/seisan/kisei/002_haifu.html

海外動向

①新たな7物質が高懸念物質（SVHC）に特定（欧州化学品庁（ECHA））

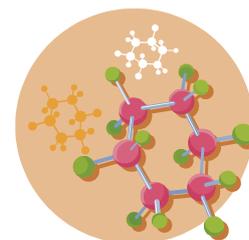
12月16日、ECHAはREACH規則に基づき7物質を新たに高懸念物質(SVHC)に特定した。SVHCに特定され、Candidate Listに掲載された物質数は151物質となった。新たな物質は次のとおり。Cadmium sulphide (CAS:1306-23-6)、Disodium

4-amino-3-[[4'-[(2,4-diaminophenyl)azo][1,1'-biphenyl]-4-yl]azo] 5-hydroxy-6-(phenylazo) naphthalene-2,7-disulphonate (C.I. Direct Black 38) (CAS:1937-37-7)、

Dihexyl phthalate (CAS:84-75-3)、Imidazolidine-2-thione; (2-imidazoline-2-thiol)

(CAS:96-45-7)、Trixylyl phosphate (CAS:25155-23-1)、Disodium 3,3'-[[1,1'-biphenyl]-4,4'-diylbis(azo)] bis (4-aminonaphthalene-1-sulphonate) (C.I. Direct Red 28) (CAS:573-58-0)、Lead di(acetate) (CAS:301-04-2)

<http://echa.europa.eu/candidate-list-table>



②高懸念物質（SVHC）を含有している成形品リスト(欧州化学品庁（ECHA）)

12月10日、ECHAは、REACH規則に則り、登録ドシエの情報やECHAに提出された届出情報に基づき、候補物質リストに含まれる高懸念物質（SVHC）が含有されている成形品（article）の例を公表した。

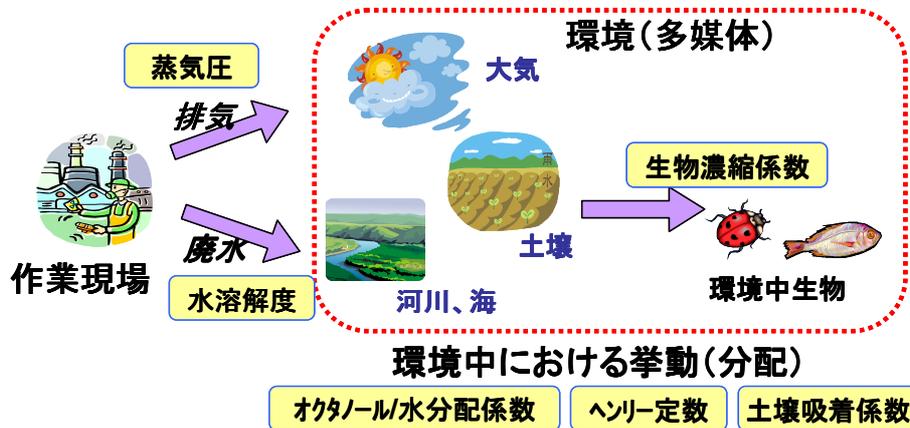
http://echa.europa.eu/documents/10162/13642/data_candidate_list_substances_in_articles_en.pdf

③改正毒性化学物質管理法が公布（台湾）

12月11日、台湾は、改正毒性化学物質管理法を公布した。この法律は一年後の2014年12月11日に施行予定である。 http://www.chemmang.org.tw/?mode=view_news&news_id=16#3

特集②⑨ :モデル推定に用いる情報

10月号から、数理モデルを用いたばく露量推定の方法について、代表的な数理モデルの1つである ECETOC TRA を例に、連載してきた。今月号は、物理化学的性状等の基本情報（下図で黄色に囲んだ項目）が、環境ばく露評価においてどのような役割を果たすのか、幾つかの項目についての例を図で示す。



作業現場などの発生源から環境への排出割合や、環境中での挙動(大気へ蒸発しやすい、粒子に吸着しやすいなど)を決定し、環境中濃度を推算するために、物理化学的性状等の基本情報は非常に重要な役割を担っている。

CERI のメニュー紹介⑫:「バラスト水関連業務」

活性物質を使用するバラスト水管理システムの承認のための手順 (G9) においては、実験室レベルで海洋環境に影響がないことの確認を目的とする基本承認と、実船スケールで海洋環境に影響がないことの確認を目的とする最終承認の2段階のプロセスが採用されています。CERIでは、国際海事機関 (IMO) が公開している手法に従ったばく露シナリオ・排出シナリオの作成、活性物質や活性物質を含む製剤及び関連物質の船員及び一般公衆に対するリスク評価文書の作成をはじめとするG9に従った申請文書の作成支援業務を行っており、支援した申請がすでにIMOの基本承認及び最終承認を得ています。これまでのノウハウをいかし、申請文書作成のお手伝いをいたします。お気軽にお問合せください。



～お知らせ～

来月号から特集として、各国の消費者製品を対象とした化学品規制を連載でご紹介します。

本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。



ご質問等ございましたら、以下の連絡先にお気軽にお問合せください。

CERI 一般財団法人 **化学物質評価研究機構**
Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル7F
Tel: 03-5804-6135(担当者:宮地、窪田、石井(聡))
URL: <http://www.cerij.or.jp> Email: cac-reach@cerij.jp